

公立豊岡病院組合

奨学金のご案内

(看護職員奨学金貸与制度)

本制度は、但馬地域の医療を充実させる為に、公立豊岡病院組合で勤務する看護師及び助産師の養成と確保を目的としたものです。

1. 対象者 : 下記要件を備えた者
 - (1)現在、看護師または助産師養成施設に在学する方
養成施設とは、保健師助産師看護師法において、
 - ・第20条第1号に規定する学校及び第2号に規定する助産師養成所
 - ・第21条第1号に規定する大学、第2号に規定する学校及び第3号に規定する看護師養成所です。
 - (2)上記の養成施設を卒業後、直ちに組合立病院で勤務する意思のある方
 - (3)地方公務員法第16条各号に該当しない方
(注)地方公務員法第16条に規定する欠格条項
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
2. 連帯保証人 : 応募にあたっては連帯保証人が2名必要です。
3. 選考 : 申請書類と面接により決定
4. 修学資金貸与額
 - (1)月額50,000円(年額600,000円)……看護師養成施設在籍者
 - (2)月額100,000円(年額1,200,000円)……助産課程選択者及び
助産師養成施設在籍者

※令和3年度は、助産師養成コースの募集はありません。
5. 貸与期間 : 正規の修学年限内
6. 貸与の一時停止
長期欠席または休学した時は、奨学金の貸与を一時停止する事があります。
7. 修学資金の返還猶予

- (1) 被貸与者は養成施設を卒業後、病院組合職員採用試験及び看護師免許または助産師免許の国家試験に合格すると病院組合職員として採用され、勤務に従事している期間は奨学金の返還が猶予されます。
- (2) 養成施設を卒業後、看護師免許または助産師免許が取得できなかった場合は、免許取得まで卒業後1年間返還を猶予します。
- (3) 養成施設を卒業後、さらに他種の養成施設に在学し、その卒業後に組合立病院において業務に従事する見込みがあるときは、他種の養成施設に在学中は返還を猶予します。(看護師養成施設を卒業し、引き続き助産師養成施設に入学した場合)

8. 修学資金の返還免除

養成施設を卒業後、1年以内に看護師免許または助産師免許を取得し、直ちに組合立病院の看護師または助産師として勤務に就き、奨学金の貸与期間と同期間引き続き勤務した場合、修学資金の返還を免除します。

9. 修学資金の返還

- (1) 次の場合に修学資金の返還を求めます。

- i 修学資金の貸与の決定が取り消された時

- ・ 修学資金貸与対象者の要件を失った時
- ・ 心身の故障のため修学の見込みが無くなった時
- ・ 学業の成績が不良であると認められる時
- ・ 修学資金の貸与を辞退した時
- ・ 死亡した時
- ・ 上記の他、修学資金を貸与することが不相当と認められる時

- ii 病院組合が実施する採用試験に合格しなかった時

- iii 養成施設の卒業後1年以内に免許を取得できなかった時

- iv 免許の取得後直ちに組合立病院において業務に従事しなかった時

- v 死亡、心身の故障で業務に従事できない時

※組合立病院の在職期間中で、業務に起因する場合は除く。

- (2) 返還免除の勤務年数に満たないで退職した場合は、貸与した奨学金の全額の返還を求めます。
- (3) 奨学金の返還は、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内に一括返金していただきます。管理者が特に必要と認めた時は、奨学金の返還を猶予し、又は返還すべき金額を分割納付できる場合があります。(死亡などの場合)

10. 延滞利息

正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までに、修学資金を返還しなかった場合は、奨学金を返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額の年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払っていただきます。(※延滞利息は閏年の日を含む期間においても、365日当りの割合とします。)